

社会福祉法人長野県社会福祉事業団  
広報誌「やまなみ」編集業務委託・  
ホームページリニューアル業務委託契約書  
ホームページ用動画製作業務委託契約書（案）

委託者 社会福祉法人長野県社会福祉事業団理事長 和田 恭良（（以下「甲」という。）と  
受託者「」（以下「乙」という。）は、次の条項により社会福祉法人長野県社会福  
祉事業団の広報誌編集業務、ホームページリニューアル業務、ホームページ用動画製作業務  
に関する委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲乙両者は、関係法令を遵守し、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければな  
らない。

（委託業務）

第2条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

- （1） 業務の名称 社会福祉法人長野県社会福祉事業団の広報誌編集業務委託・  
ホームページリニューアル業務委託・ホームページ用動画製作業務
- （2） 業務の内容 長野県社会福祉事業団の広報誌「やまなみ」の編集業務、ホームページ  
リニューアル業務、ホームページ用動画製作業務。詳細については別添仕  
様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（契約期間）

第3条 委託業務の契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

※広報誌編集業務及びホームページリニューアル業務については、期間満了の3か  
月前までに委託者または受託者のいずれからも、相手方に対し契約を継続しない  
旨の書面による通知がない場合、契約期間の末日の翌日から1年間、新たな契約と  
して自動的に更新するものとし、最長令和10年3月31日まで契約期間の更新を  
行う。

（委託料等）

第4条 委託料は、円とする。

（うち、取引に係る消費税額及び地方消費税の額 円）

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、 円とし、その納付は免除する。

- 2 乙は、契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(委託業務の処理方法等)

第6条 乙は、別添の仕様書及び公募型プロポーザル方式に提出された提案書に基づき委託業務を実施しなければならない。

- 2 乙は、委託業務を開始したとき又は業務実施代理人を定めたときは、その旨を甲に届出なければならない。
- 3 乙は、甲から請求があったときは、委託業務の進捗状況について甲に報告しなければならない。

(業務完了報告及び検査)

第7条 乙は、仕様書に記載された業務内容が完了した場合には、委託業務完了後14日以内に委託業務完了報告書(成果品)を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の報告書の提出があったときは、10日以内に乙の立会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。
- 3 乙は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、甲の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。
- 4 前2項の規定による検査に直接要する費用は乙の負担とする。

(委託料の支払)

第8条 甲は、前条の規定により引渡しを受けた後、乙から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

- 2 甲が、その責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

(危険負担)

第9条 第7条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲の負担とする。

(契約不適合責任)

第 10 条 乙は、成果品の引渡し後 1 年間に、当該成果品に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、甲の指定する日までに、自らの負担において当該成果品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第 11 条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第 12 条 乙は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約内容の変更)

第 13 条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

- 2 前項の場合、甲と乙が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。
- 3 甲は、第 1 項の変更により乙に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第 14 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙が、第 3 条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。
- (2) 乙が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)に該当する旨の通報を警察当局から甲が受けたとき。
- (3) 前各号の場合のほか、乙がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

(談合その他の不正行為による解除)

第 14 条の 2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（再委託契約に関する契約解除）

第 14 条の 3 甲は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、乙に対して再委託契約の解除を求めることができる。

- 2 甲は、乙が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

（債務不履行の損害賠償）

第 15 条 乙は、その責に帰すべき事由により、第 3 条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第 7 条第 1 項に規定する期限までに委託業務完了報告書（成果品）を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は委託業務完了報告書（成果品）を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年 2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を甲に支払わなければならない。

- 2 甲は、その責に帰すべき事由により、第 8 条第 1 項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年 2.5%の割合で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。
- 3 乙は、第 10 条の場合において、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として甲に支払わなければならない。
- 4 乙は、第 14 条から第 14 条の 3 までの規定により契約が解除されたときは、第 5 条第 1 項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。
- 5 甲は、前項の場合において、第 5 条第 1 項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
- 6 乙は、第 1 項又は第 4 項の場合において、甲の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても甲に支払わなければならない。

（賠償の予約）

第 16 条 乙は、第 14 条の 2 の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか

否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第14条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他甲が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第17条 乙は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（個人情報の保護）

第18条 乙は、この契約により業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために別紙に掲げる事項を遵守しなければならない。

（目的外使用の禁止）

第19条 乙は、この契約の履行に必要な本件業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、甲が認めた場合を除き、契約の履行に伴って知り得た情報を、第三者に提供してはならない。

（事故等の報告）

第20条 乙は、本件業務の遂行に支障が生じる恐れのある事故の発生を知ったときは、その事故発生の原因の如何を問わず、直ちにその旨を甲に報告し、すみやかに応急措置を講じた後、遅滞なく詳細な報告書及び今後の対処方針を提出する。

（知的財産権）

第21条 乙は、契約目的物の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。

- 2 乙は、第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。
- 3 乙は、仕様書に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

（著作権の帰属）

第22条 本件成果品に関する著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利を

いう。以下同じ。)は、甲に帰属する。ただし、乙は、成果品に含まれる乙が従来から権利を有していた乙固有の知識、技術に関する権利等について、乙に留保することができる。

(著作権人格権)

第 23 条 乙は、甲及び甲の指定する者に対し、本件成果品に関する著作権人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。

(第三者の権利侵害)

第 24 条 乙は、万が一第三者から本件成果品に関し権利侵害に関する訴えが生じた場合には、乙の責において解決するものとする。


2 前項の規定は、この契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

(疑義の解決)

第 25 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲と乙が両者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 月 日

甲	住 所	長野市大字高田 364 番地 1
	職・氏名	社会福祉法人長野県社会福祉事業団 理事長 和田 恭良 

乙	住 所	〇〇〇〇
	法人名	〇〇〇〇
	代表者職・氏名	〇〇〇〇長 〇〇〇〇 

(別紙)

## 個人情報取扱特記事項

(個人情報の漏えいの禁止)

第1 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らし  
てはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の滅失、改ざん及び損傷の禁止)

第2 乙は、この契約による業務を行うために甲から引き渡された個人情報を、滅失、改ざ  
ん及び損傷してはならない。

(個人情報の掲載された資料等の返還又は廃棄)

第3 乙は、この契約による業務を行うため、取り扱う個人情報が不要でなくなった場合に  
は、甲の指示により、速やかに個人情報の掲載された資料等を返還又は廃棄しなけれ  
ばならない。

(個人情報の目的外使用の禁止)

第4 乙は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、個人情報を目  
的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止)

第5 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために甲から引き渡され  
た個人情報の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

(再委託の原則禁止)

第6 乙は、甲が承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う業務は自ら行い、第三者にその  
取扱いを委託してはならない。

(事故発生時における報告)

第7 乙は、この契約による業務を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は損傷等  
があった場合には、甲に、直ちに報告し、その指示に従わなくてはならない。

(個人情報の管理責任者)

第8 乙は、この契約により取り扱う個人情報の管理責任者を定めて書面により、甲に通知  
しなければならない。

2 管理責任者は常に個人情報の所在及び自己の管理状況を把握・管理し、必要な指導を  
行う。

(個人情報取扱従事者等)

第9 乙は、この契約による業務を処理するに当たっては、必要最小限の役員・従業員（以  
下「使用者」という。）を管理責任者の監督の下で従事させるものとする。

2 乙は、使用者に対して、第1の個人情報の漏えいの禁止について徹底して指導しなけ  
ればならない。

3 乙は、使用者の退任、退職後の行為も含めて責任を負わなければならない。

(個人情報の監査及び報告)

第 10 甲は、定期的又は必要と認めたとき、乙の事業所に立ち入り、個人情報保護に関する監査又は乙に対して報告を求めることができる。

(損害賠償)

第 11 甲は、乙が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。損害賠償の額は、甲と乙と協議の上、別に定める。